

H 2 1 監監第 5 5 0 号
平成 2 1 年 9 月 3 日

仙台市民オンブズマン
代表 十 河 弘 様

仙台市監査委員 佐 藤 勝 博

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 21 年 7 月 18 日付けで受理した標記の請求について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので，その結果について次のとおり通知します。

記

第 1 請求のあった日

平成 21 年 7 月 8 日

第 2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目 3-28 3 階
仙台市民オンブズマン

第 3 請求の要旨

請求の趣旨

請求人は，地方自治法 242 条 1 項の規定により，下記のとおり監査委員に必要な措置を請求する。

記

- 1 仙台市の特別職の職員の給与，旅費，費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例 10 条は，特別職である非常勤の監査委員，非常勤の人事委員，市選挙管理委員会の委員，区選挙管理委員会の委員，教育委員会の委員，農業委員会の委員（以下「本件各委員」という。）の給与について，別紙 1 記載のとおり月額報酬を支給すると定めているが，この規定は，以下に述べるとおり，地方自治法 203 条の 2 第 2 項に違反して無効である。

2 地方自治法 203 条の 2 第 1 項は、「普通地方公共団体は、その委員会の委員，非常勤の監査委員その他の委員，自治紛争処理委員，審査会，審議会，及び調査会等の委員その他の構成員，専門委員，投票管理者，開票管理者，選挙長，投票立会人，開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し，報酬を支給しなければならない。」と規定し，同条 2 項は，「前項の職員に対する報酬は，その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし，条例で特別の定めをした場合は，この限りでない。」と規定する。

上記地方自治法 203 条の 2 第 2 項本文は，非常勤の職員に対する報酬は，生活給付としての性格を有さず，純然たる勤務に対する反対給付としての性格のみを有するから，勤務量，具体的には勤務日数に応じてこれを支給すべきとしたものである。

そして，同項ただし書は，勤務の実態がほとんど常勤の職員と異ならず，常勤の職員と同様に月額ないし年額をもって支給することが合理的である場合や，勤務日数の実態を把握することが困難であり，月額等による以外に支給方法がない場合などの特別な場合について，条例の特別な定めにより，月額あるいは年額による報酬の支給を可能にしたものである。

3 本件各委員の勤務実態と報酬額は，以下のとおりである。

(1) 監査委員

ア 監査委員の主な職務は，次のとおりである。

① 監査委員協議会への出席

平成 18 年度は，18 回，平成 19 年度は，20 回開催されている。1 回の所要時間は，大部分が 1 時間以内である。

② 全国都市監査委員会総会，理事会その他の各種会議への出席

平成 18 年度は，9 つの会議，平成 19 年度は，8 つの会議に 1 名ないし 2 名の監査委員が出席している。

イ 平成 18 年度の報酬額について（別紙 2）

年間支給額は，1 人当たり，最低で 40 万 9750 円，最高で 268 万 2000 円であり，支給総額は，503 万 5750 円である。

勤務日数は，最低で 3 日，最高で 17 日で，1 日当たりの報酬額は，最低で 5 万 7175 円，最高で 17 万 8800 円である。

ウ 平成 19 年度の報酬額について（別紙 3）

年間支給額は，1 人当たり，最低で 8 万 4000 円，最高で 357 万 6000 円であり，支給総額は，544 万 8000 円である。

勤務日数は，最低で 3 日，最高で 22 日で，1 日当たりの報酬額は，最低で 2 万 8000 円，最高で 16 万 2545 円である。

(2) 人事委員

ア 人事委員の主な職務は，次のとおりである。

① 委員会への出席

平成18年度は、20回、平成19年度は、18回開催されている。1回の所要時間は、大部分が1時間以内である。

② 各種会議への出席

平成18年度及び平成19年度は、それぞれ6つの会議に1名の人事委員が出席している。

③ 仙台市職員採用試験2次面接試験

平成18年度は、7日間にわたって、平成19年度は、11日間にわたって、それぞれ実施されている。

④ 係長職昇任試験口述試験

平成18年度は、4日間にわたって、平成19年度は、7日間にわたって、それぞれ実施されている。

⑤ 職員の不利益処分についての不服申立てについての審査等

平成18年度は、0回、平成19年度は、7回となっている。

イ 平成18年度の報酬額について（別紙4）

年間支給額は、1人当たり、243万6000円であり、支給総額は、487万2000円である。

勤務日数は、1人が24日、もう1人が26日であり、1日当たりの報酬額は、1人が9万3692円、もう1人が10万1500円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙5）

年間支給額は、1人当たり、243万6000円であり、支給総額は、487万2000円である。

勤務日数は、1人が28日、もう1人が30日であり、1日当たりの報酬額は、1人が8万1200円、もう1人が8万7000円である。

(3) 市選挙管理委員会の委員

ア 市選挙管理委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 委員会への出席

平成18年度は、14回、平成19年度は、18回開催されている。1回の所要時間は、概ね1時間以内である。

② 各種会議への出席

平成18年度及び平成19年度は、それぞれ7つの会議に1名の選挙管理委員が出席している。

③ 選挙関係の用務への出席

平成18年度及び平成19年度は、選挙関係の用務はなかった。

イ 平成18年度の報酬額について（別紙6）

年間支給額は、1人当たり、最低で243万6000円で、最高で291万6000円であり、支給総額は、1022万4000円である。

勤務日数は、最低14日、最高21日で、1日当たりの報酬額は、最低で13万8857円、最高で17万4000円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙7）

年間支給額は、1人当たり、最低で112万0259円、最高で157万5000円であり、支給総額は、1022万3997円である。

勤務日数は、最低で8日、最高で13日で、1日当たりの報酬額は、最低で11万1750円、最高で14万0032円である。

(4) 区選挙管理委員会の委員

ア 区選挙管理委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 委員会への出席

概ね年に13回程度開催されている。1回の所要時間は、概ね30分以内である。

② 市・区選挙管理委員会委員長会議への出席

年に2回程度開催されている。

③ 選挙関係の用務への出席

平成18年度及び平成19年度は、選挙関係の用務はなかった。

イ 平成18年度の報酬額について（別紙8ないし12）

年間支給額は、1人当たり、最低で121万2000円、最高で145万2000円であり、1区当たりの支給総額は、508万8000円である。

勤務日数は、最低11日、最高14日で、1日当たりの報酬額は、最低で8万6571円、最高で11万1692円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙13ないし17）

年間支給額は、1人当たり、最低で121万2000円、最高で145万2000円であり、1区当たりの支給総額は、508万8000円である。

勤務日数は、最低4日、最高17日で、1日当たりの報酬額は、最低で8万0800円、最高で30万3000円である。

(5) 教育委員会の委員

ア 教育委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 委員会への出席

委員会は、平成18年度は、15回、平成19年度は、16回開催されている。

② 各種行事への参加

平成18年度は、21の行事があり、平成19年度は、22の行事があった。

イ 平成18年度の報酬額について（別紙18）

年間支給額は、1人当たり、最低で118万6769円、最高で291万6000円であり、支給総額は、1265万9999円である。

勤務日数は、最低8日、最高30日で、1日当たりの報酬額は、最低で6万9809円、最高で15万6153円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙19）

年間支給額は、1人当たり、最低で121万8000円、最高で267万1555円であり、支給総額は、1265万5555円である。

勤務日数は、最低で9日、最高で31日で、1日当たりの報酬額は、最低で6万0900円、最高で16万2000円である。

(6) 農業委員会の委員

ア 農業委員会の委員の主な職務は、各種会議、委員会等への出席である。

イ 平成18年度の報酬額について（別紙20）

平成18年度の委員数は、38名であるが、年間支給額は、1人当たり、最低で18万9000円、最高で93万6000円であり、支給総額は、2833万5807円である。

勤務日数は、最低3日、最高87日で、1日当たりの報酬額は、最低で1万0758円、最高で6万3000円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙21）

平成19年度の委員数は、42名であるが、年間支給額は、1人当たり、最低で16万2346円、最高で93万6000円であり、支給総額は、2759万6767円である。

勤務日数は、最低で2日、最高82日で、1日当たりの報酬額は、最低で1万1414円、最高で8万1173円である。

- 4 以上の本件各委員の勤務実態は、常勤の職員とは全く異なるものであり、地方自治法203条の2第2項が、このような勤務実態を有する本件各委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない。

したがって、本件各委員の給与を月額報酬と定める仙台市の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例10条は、本件各委員の勤務実態を前提とする限り、地方自治法203条の2第2項の趣旨に違反するものとして、無効であるから、本件各委員に対して月額等報酬を支給することは、地方自治法204条の2の規定に反し、違法である。

- 5 よって、監査委員は、市長に対し、本件各委員に対し、月額報酬を支払うことを止め、本件各委員の勤務日数に応じた報酬を支給するよう勧告されたい。

以上

（注）別紙1から別紙21までについては、この監査結果への記載を省略した。

第4 請求の受理

本件監査請求は、平成21年7月8日付けでこれを受理した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。なお、須藤裕州監査委員、鈴木勇治監査委員及び田村稔監査委員は、本件監査請求で問題とされている非常勤行政委員の月額報酬を受けており、本件監査請求について利害関係があると認められるので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述については、請求人から陳述を必要としない旨の申出があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査の対象部局

総務局，教育局，選挙管理委員会事務局，各区選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局，農業委員会事務局

3 事情を聴取した職員

総務局長，同局次長，同局人事部労務課長

4 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和 31 年仙台市条例第 35 号。以下「本件条例」という。）第 10 条所定の非常勤の監査委員、非常勤の人事委員会の委員、市選挙管理委員会の委員、区選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員（教育長に任命された委員を除く。）及び農業委員会の委員（以下「本件各委員」という。）に係る月額による報酬（以下「本件月額報酬」という。）が違法な公金の支出に当たるかどうか、及び今後、市長が本件月額報酬の支出を行わずに勤務日数に応じた報酬を支出するために必要な措置を講じなければならないかどうか、を監査対象事項とした。

第 6 監査結果

本件監査請求については、次のとおり決定した。

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実の経過等

(1) 監査委員について

① 設置及び組織

監査委員は、自治法第 195 条第 1 項の規定に基づく執行機関であり、仙台市においては同条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号。以下「自治法施行令」という。）第 140 条の 2 の規定により 4 人とされている。委員は、市長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政管理に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任するものとされており（自治法第 196 条第 1 項）、識見を有する者のうちから選任される委員（以下「識見委員」という。）のうち少なくとも 1 人以上は、常勤としなければならないとされている（自治法第 196 条第 5 項）。仙台市においては、議員の中から選任される委員（以下「議選委員」という。）2 名と識見委員 1 名の計 3 名が非常勤となっている。

② 職務

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理の監査、財務以外の市の事務の執行についての監査、財政援助団体等に対する監査等を行うものとされている（自治法第 199 条）。これら以外にも、決算審査（自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項）、例月出納検査（自治法第 235 条の 2 第 1 項）、定期資金運用基金の運用状況審査（自治法第 241 条第 5 項）、住民監査請求に基づく監査（自治法第 242 条）、健全化判断比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条）及び資金不足比率の審査（同法第 22 条）等の職務がある。

③ 勤務状況

仙台市における非常勤の監査委員の勤務は、監査委員の会議である監査委員協議会への出席のほか、全国又は地方組織の総会・研修会への出席、現地監査、会計研修講師等がある。平成 18 年度から平成 20 年度までの非常勤監査委員の勤務日数は次のとおりである。

年度	委員（一人当たり平均）
18	17.7 日
19	22.7 日
20	24.7 日

④ 報酬額の定め

非常勤の監査委員の報酬額は、識見委員が月額 298,000 円、議選委員が月額 81,000 円と定められている（本件条例第 10 条）。なお、委員が月の途中で就任又は退職した場合は、その月の報酬の額は、日割りによって計算することとされている（本件条例第 11 条）。

⑤ 報酬の支給実績

実際に支出された報酬額は、平成 18 年度は非常勤委員 4 名に対して総額 5,035,750 円、平成 19 年度は非常勤委員 5 名に対して総額 5,448,000 円、平成 20 年度は非常勤委員 3 名に対して総額 5,520,000 円であった。

(2) 仙台市人事委員会（以下「市人事委員会」という。）について

① 設置及び組織

市人事委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 7 条及び仙台市人事委員会設置条例（昭和 26 年仙台市条例第 36 号）第 1 条の規定に基づき設置される執行機関であり、地公法第 9 条の 2 第 1 項の規定により 3 人の委員で組織されている。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が選任する（地公法第 9 条の 2 第 2 項）。仙台市では常勤 1 名（委員長）と非常勤 2 名で構成されている。

② 職務

市人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びに必要な措置を講ずるとされている（自治法第 202 条の 2 第 1 項）。具体的な職務権限は、地公法第 8 条第 1 項各号に掲げてあるとおりであり、行政的権限、準立法的権限、準司法的権限など人事行政全般に関する幅広い職務権限が付与されている。

③ 勤務状況

非常勤の市人事委員会の委員の勤務は、定例人事委員会会議への出席のほか、全国組織の会議・研修会への出席、職員採用試験及び係長職昇任試験の面接、不服申立て事案に対する審理等がある。平成 18 年度から平成 20 年度までの非常勤である委員の勤務日数は次のとおりである。

年度	委員（一人当たり平均）
18	25 日
19	29 日
20	25.5 日

④ 報酬額の定め

非常勤の市人事委員会の委員の報酬額は、委員長が月額 243,000 円、その他の委員が月額 203,000 円と定められている（本件条例第 10 条）。仙台市では委員長は常勤である。なお、委員が月の途中で就任又は退職した場合は、その月の報酬の額は、日割りによって計算することとされている（本件条例第 11 条）。

⑤ 報酬の支給実績

実際に支出された報酬額は、平成 18 年度は非常勤委員 2 名に対して総額 4,872,000 円、平成 19 年度は非常勤委員 2 名に対して総額 4,872,000 円、平成 20 年度は非常勤委員 2 名に対して総額 4,872,000 円であった。

(3) 仙台市選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という。）について

① 設置及び組織

市選挙管理委員会は、自治法第 181 条第 1 項の規定に基づき設置される執行機関であり、同条第 2 項の規定により 4 人の委員で組織されている。委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙するものとされている（自治法第 182 条第 1 項）。

② 職務

市選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該地方公団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するものとされており（自治法第 186 条）、これには市長又は市議会議

員の選挙，衆議院議員又は参議院議員の選挙はもとより，選挙又は当選の争訟に関する事務，直接請求に関する事務のほか，最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等も含まれる。また，市選挙管理委員会は，区選挙管理委員会の指揮監督を行うものとされている。

③ 勤務状況

市選挙管理委員会の委員の勤務は，市選挙管理委員会の会議への出席のほか，市区選挙管理委員会委員長会議，指定都市選挙管理委員会連合会関係会議，委員長会議等への出席，投・開票所の視察，各種行事・式典への出席などがある。平成 18 年度から平成 20 年度までの市選挙管理委員会の委員の勤務日数は次のとおりである。

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	21 日	13.7 日
19	27 日	20 日
20	28 日	20 日

④ 報酬額の定め

市選挙管理委員会の委員の報酬額は，委員長が月額 243,000 円，その他の委員が月額 203,000 円と定められている（本件条例第 10 条）。なお，委員が月の途中で就任又は退職した場合は，その月の報酬の額は，日割りによって計算することとされている（本件条例第 11 条）。

⑤ 報酬の支給実績

実際に支出された報酬額は，平成 18 年度は委員 4 名に対して総額 10,224,000 円，平成 19 年度は委員 8 名に対して総額 10,223,997 円，平成 20 年度は委員 4 名に対して総額 10,224,000 円であった。

- (4) 仙台市青葉区選挙管理委員会，仙台市宮城野区選挙管理委員会，仙台市若林区選挙管理委員会，仙台市太白区選挙管理委員会，仙台市泉区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」と総称する。）について

① 設置及び組織

区選挙管理委員会は，自治法第 181 条第 1 項及び第 252 条の 20 第 4 項の規定に基づき設置される執行機関であり，自治法第 252 条の 20 第 5 項の規定で準用する自治法第 181 条第 2 項の規定により 4 人の委員で組織されている。委員は，その区における選挙権を有する者で，人格が高潔で，政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから，普通地方公共団体の議会においてこれを選挙するとされている（自治法第 182 条第 1 項及び自治法施行令第 174 条 47）。

② 職務

区選挙管理委員会は，法律又はこれに基づく政令の定めるところにより，当該地方公団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するものとされており（自治法第 186 条），これには市長又は市議会議

員の選挙，衆議院議員又は参議院議員の選挙はもとより，選挙又は当選の争訟に関する事務，直接請求に関する事務のほか，最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等も含まれる。

③ 勤務状況

区選挙管理委員会の委員の勤務は，区選挙管理委員会の会議への出席のほか，市区選挙管理委員会委員長会議への出席，投・開票所の視察などがある。平成18年度から平成20年度までの区選挙管理委員会の委員の勤務日数は次のとおりである。

仙台市青葉区選挙管理委員会

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	13日	13.3日
19	17日	14.7日
20	14日	11.7日

仙台市宮城野区選挙管理委員会

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	15日	13日
19	22日	20日
20	15日	12日

仙台市若林区選挙管理委員会

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	15日	12日
19	20日	16.7日
20	15日	10.3日

仙台市太白区選挙管理委員会

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	15日	12.7日
19	17日	15日
20	14日	11.7日

仙台市泉区選挙管理委員会

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	14日	12.3日
19	16日	11.3日
20	13日	12日

④ 報酬額の定め

区選挙管理委員会の委員の報酬額は，委員長が月額121,000円，その他の委員が月額101,000円と定められている（本件条例第10条）。なお，委員が月の途中で就任又は退職した場合は，その月の報酬の額は，日割りによって

計算することとされている（本件条例第 11 条）。

⑤ 報酬の支給実績

実際に支出された報酬額は、いずれの区においてもそれぞれ平成 18 年度は委員 4 名に対して総額 5,088,000 円、平成 19 年度は委員 4 名に対して総額 5,088,000 円、平成 20 年度は委員 4 名に対して総額 5,088,000 円であった。

(5) 仙台市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）について

① 設置及び組織

市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 2 条に基づき設置される執行機関であり、仙台市教育委員会の委員の定数を定める条例（平成 11 年仙台市条例第 56 号）に基づき 6 人の委員で構成されている。委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有するもののうちから市長が市議会の同意を得て任命する（地教行法第 4 条第 1 項）。委員長は、委員の中から選挙され、市教育委員会の会議を主宰し、市教育委員会を代表する（地教行法第 12 条第 1 項及び第 3 項）。教育長は、委員の中から市教育委員会が任命し、市教育委員会の指揮監督の下に市教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる（地教行法第 16 条第 2 項及び第 17 条第 1 項）。

② 職務

市教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行するとされている（自治法第 180 条の 8）。具体的な職務権限は、地教行法第 23 条各号に掲げてあり、教育行政全般を広く担うものとされている。

③ 勤務状況

本件月額報酬の対象外である教育長以外の委員の勤務は、毎月開催される教育委員会定例会及び必要に応じて開催される臨時会への出席のほか、各種の式典への出席、研究会や発表会等への出席等がある。平成 18 年度から平成 20 年度までの教育長を除く委員の勤務日数は次のとおりである。

年度	委員長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	30 日	26.5 日
19	31 日	27.3 日
20	30 日	21.5 日

④ 報酬額の定め

市教育委員会の委員の報酬は、委員長が月額 243,000 円、その他の委員が月額 203,000 円と定められている（本件条例第 10 条）。なお、委員が月の途中で就任又は退職した場合は、その月の報酬の額は、日割りによって計算することとされている（本件条例第 11 条）。

⑤ 報酬の支給実績

実際に支出された報酬額は、教育長を除き、平成 18 年度は委員 6 名に対して総額 12,659,999 円、平成 19 年度は委員 6 名に対して総額 12,655,555 円、平成 20 年度は委員 7 名に対して総額 12,659,998 円であった。

(6) 仙台市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）について

① 設置及び組織

市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき設置される執行機関であり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）を準用した選挙によって選ばれた委員を中心に構成される行政委員会である。選挙による委員の人数は、農業委員会法第 7 条第 1 項及び仙台市農業委員会の定足等に関する条例（平成 4 年仙台市条例第 49 号）第 2 条により 30 人と定められており、それに選任による委員 7 人を加えて計 37 人で構成されている。各委員は農地部会（18 人）又は農政部会（19 人）に所属している。委員は非常勤である（農業委員会法第 4 条第 3 項）。

② 職務

市農業委員会は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行するものとされている（自治法第 202 条第 4 項）。具体的な職務は、農業委員会法第 6 条第 1 項から第 3 項までに所掌事項として掲げられており、法令に基づく必須の業務、法令に基づく任意の業務、意見の公表、建議及び諮問に対する答申など、農業生産力の発展及び合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的に広範な役割を担っている。

③ 勤務状況

市農業委員会の委員の勤務は、総会、農地部会、農政部会、各種役員会、関係機関・団体との会議、利用調整会議、あっせん運営委員会等の会議への出席のほか、農地パトロール、経営改善研修会、農業者との懇談会その他地域での日常活動を行っている。平成 18 年度から平成 20 年度までの委員の勤務回数は次のとおりである（なお、農業委員会の委員（特に会長）については同一日に異なる会議、行事等が重なる場合が少なくないため、日数ではなく会議・行事等の回数で表示した。）。

年度	会長	その他の委員（委員一人当たり平均）
18	111 回	34.8 回
19	103 回	35.5 回
20	118 回	41.3 回

④ 報酬額の定め

市農業委員会の委員の報酬額は、会長が月額 78,000 円、会長代理及び部会長が月額 71,000 円、これら以外の委員が月額 63,000 円と定められている

(本件条例第 10 条)。なお、委員が月の途中で就任又は退職した場合は、その月の報酬の額は、日割りによって計算することとされている(本件条例第 11 条)。

⑤ 報酬の支給実績

実際に支出された報酬額は、平成 18 年度は委員 38 名に対して総額 28,283,216 円、平成 19 年度は委員 41 名に対して総額 27,596,767 円、平成 20 年度は委員 43 名に対して総額 28,188,000 円であった。

2 理 由

- (1) 請求人は、本件各委員の勤務実態は常勤の職員とは全く異なるものであり、本件月額報酬を定めた本件条例は自治法第 203 条の 2 第 2 項に違反し、無効であるから、これに基づく本件月額報酬の支出も違法な公金の支出である旨を主張している。この点について検討する。
- (2) 非常勤の職員に対する報酬について、自治法第 203 条の 2 第 2 項本文では報酬は勤務日数に応じた額と規定している。しかし、同項ただし書において、条例で特別の定めをした場合には、この限りでないとして例外を規定しており、この例外規定を適用するに当たって、どのような場合が特別な事情に当たるのかといった具体的な内容は法令には明確に示されていない。
- (3) この自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の規定は、昭和 31 年の自治法改正の際に議員提案として追加されたものであり、当時の国会審議における提案趣旨説明において、「委員会の委員以外の非常勤の職員につきましては別といたしましても、執行機関である委員会の委員の手当につきましては、これは特例を開くことが現実に即して妥当である」との説明がなされ、さらに、この自治法改正に当たっての国からの通知(昭和 31 年 8 月 18 日付け自乙行発第 24 号自治庁次長通知)においても「非常勤職員に対する報酬が、勤務に対する反対給付たる性格を有することにかんがみ、当該報酬の額は具体的な勤務量すなわち勤務日数に応じて支給されるべき旨の原則を明にしたものであること。ただし、非常勤職員の勤務の態様は多岐にわたっているため、特別の事情のあるものについては、右原則の例外を定めることができるものであること」と示されている。このように自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の制定趣旨に照らした場合、当該規定は、執行機関である行政委員会の委員に対する報酬を勤務日数以外の基準で支給することを条例で定めることについて地方公共団体の裁量を認めているものと解される。
- (4) 非常勤行政委員の月額報酬に関し自治法第 203 条の 2 第 2 項の解釈が争点になった裁判事案として大阪地裁平成 18 年 7 月 7 日判決がある。その判決理由の中で「監査委員の職務の内容、職務上の義務及び地位等にかんがみると、非常勤の監査委員についても、その報酬をその勤務日数に応じて支給するものとせず、その職務及び責任に対する対価として常勤の職員と同様に月額ないし年額をもって支給することは、不合理ということとはできないのであって、条例で

非常勤の監査委員に対する報酬を月額報酬と定めること自体は、地方自治法第203条（現在は203条の2）第2項ただし書の趣旨に反するものではないと解される」と判示しており、勤務実態に係わらず非常勤行政委員の職務の内容、職務上の義務及び地位等を考慮して条例で月額により報酬を定めることを肯定する解釈を示している。この大阪地裁平成18年7月7日判決については、大阪高等裁判所においても維持され（大阪高裁平成19年5月30日判決）、最高裁判所において確定している。

- 一方、上記大阪地裁判決以外で非常勤行政委員の月額報酬に係る事案としては、大津地裁平成21年1月22日判決があり、その中で、滋賀県の労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会の非常勤委員の勤務実態は「到底常勤の職員と異ならないとはいえず、法が、このような勤務実態を有する本件委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない。」として月額報酬を定めた条例の規定は「勤務実態を前提とする限り法第203条の2第2項の趣旨に反するものとして、その効力を有しない」と判断しており、自治法第203条の2第2項ただし書の適用を非常勤行政委員の勤務形態が常勤と異なる場合のみに限定する解釈を示している。この大津地裁平成21年1月22日判決については、地方公共団体の裁量権を狭く解釈することに疑義があるとして控訴され、現在なお大阪高等裁判所において係属中である。
- (5) 本件各委員は、法令の定めに基づき、市長から独立した立場で行政を行う執行機関として、身分上の制約や職務上の義務を含め重大な職責を担っており、自らの判断と責任において執行機関の意思を決定する立場にある点において、執行権を有せず執行機関の下で必要な事項の審査、調査等を行う付属機関の委員とは明らかに異なるものである。本件各委員が職務として出席する会議等については、各委員会等によってその回数は異なるものであるが、その職責はこれら会議等への出席時にとどまらず、年間を通じて常時継続する性質のものである。業務としても単に会議への出席だけでなく、事案に応じ事務局と緊密な事前調整や連絡調整を行い、随時適切な指示を行うなど執行機関としての活動は多岐にわたるものであり、また、日常的に職務に関連する情報の収集、研究等を行い、高度な知識や経験を取得・維持することが求められることから、単なる定例会等への出席回数や出席時間だけで業務量を計ることは適当ではない。したがって、本件各委員に対する報酬は、具体的に発生した勤務日数に応じた勤務量のみを基準としているのではなく、その職務内容や責任等に対する対価としての性質を重視していると見るのが相当である。
- (6) 以上のことから、本件月額報酬の支給につき、自治法第203条の2第2項ただし書に基づく例外扱いを勤務実態が常勤の職員と異なる場合に限られるとする見解は合理性を有するものとは言えず、さらに、現在のところすべての政令指定都市において非常勤行政委員の報酬を条例で月額支給とすることを定めている状況を勘案しても、本件各委員の職務の内容、職務上の義務及び地位等を考慮し、その報酬をその勤務日数に応じて支給するのではなく、その

職務及び責任に対する対価として常勤の職員と同様に月額をもって支給するよう条例で月額報酬を定めることは自治法第 203 条の 2 第 2 項の趣旨に反するものではなく，地方公共団体の裁量の範囲内にあるものと解される。

以上のとおり，本件各委員の勤務実態が常勤の職員と大きく異なるとしても本件条例第 10 条の規定は違法ということはできないものであって，これに基づく本件月額報酬の支出についても違法・不当なものとはいえないものと認められる。

よって，本件監査請求には理由がないものと認め，これを棄却するのが相当と判断する。